

介護保険法改正の動向と本 村の対応は



お か さ わ きよし
岡 沢 清
議員

質問

法案では、要支援 1・2 の訪問介護・通所介護を、保険事業から市町村支援事業（総合事業）へ移すとの内容。今後も十分なサービスを受けられるのか。

答弁（保健福祉部長）

国の案によると、要支援 1・2 の方は、法改正後も介護保険制度で、訪問介護・通所介護を除くサービスが受けられ、地域支援の枠組みの中で、訪問介護・通所介護サービスと新たに総合事業として日常生活支援事業や、介護予防体操、貯筋運動教室などの一次予防事業としての支援を受けることができる。



答弁（村長）

総合事業へ移行したとしても、今よりもサービスの低下がないようにしていきたい。予防を大事にしないと、介護状態に一気に行ってしまう部分が多くなることは大変なことになる。

原子力災害に係る県の 広域避難計画は

質問

東海第 2 原発の事故を想定して、県の広域避難計画が検討されている。半径 30 キロ圏内の約 96 万人の実行可能な避難計画がつく

れるのか。本村の受け入れは。

答弁（総務部長）

これまでに県が 9 回実施した勉強会に、本村は 3 回出席。県は、現段階の案として、本村がひたちななか市の一部 3,500 人程度の受け入れを示しているが、避難所の確保や、食料等の物資の供給も含め、困難を要するもの。

本村としては、いざ事故が起きれば、放射能物質の及ぼす範囲は気候や環境などによって、広域に及ぶ可能性から、想定外・緊急事態に対応できるよう、具体的な屋内退避を含め、実効性を考慮した策定指針の動向を見きわめ、県内市町村との連携を図りながら計画の作成に当たりたい。

答弁（村長）

人間がつくったものを、人間が制御できないものはやってはならない。個人として、脱原発を目指す首長会議のメンバー

として、再稼働には反対する立場である。

審議会等についての 情報公開の検討は

答弁（総務部長）

タブレットを通しての情報や連絡のあり方については、実践に向けた活用運営事務の中に位置づけ検討している。情報公開の実施については、近隣の状況や方法などを参考にし、住民参加型の会議を主に公開検討に向けて調整をしていきたい。



村民参加による村民協働のまちづくりを